

令和7年度地方職員共済組合静岡県支部公示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月27日

地方職員共済組合静岡県支部
支 部 長 鈴 木 康 友

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

静岡県庁診療所 検体検査委託契約

(2) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(3) 納入場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階

地方職員共済組合静岡県支部 静岡県庁診療所

2 入札参加資格要件

令和7年度地方職員共済組合静岡県支部公示第1号に規定する事項の資格を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月27日（金）から令和8年3月9日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 地方職員共済組合静岡県支部の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

- ・ 提出先の名称 地方職員共済組合静岡県支部
- ・ 提出先の住所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階 職員厚生課内

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階

地方職員共済組合静岡県支部 静岡県庁診療所

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館15階
- (2) 入札日時 令和8年3月23日(月) 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札者に求められる義務

- (1) 業務の実施に当たっては、契約書及び検体検査委託要領に示す事項を満たすとともに、事前に県と十分協議を行い、業務に関する法令等を遵守すること。
- (2) 提出書類の提出時及び提出後に当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 地方職員共済組合静岡県支部(静岡県庁東館15階 職員厚生課内)
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 郵送又は電送による入札の可否

認めない。

10 入札書記載方法並びに消費税及び地方消費税の取扱い

入札書には、医科診療報酬点数に10円を乗じて得た額の総額に対する率を記載する。

なお、消費税相当額については、当該代金の請求のときに加算するものとする。(消費税相当額を加算した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

また、落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

11 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、予定入札割合の制限の範囲内で最低の入札割合をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

12 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより静岡県が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

13 契約書作成の要否

要

14 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織（照会先）
 - ア 名称 地方職員共済組合静岡県支部
 - イ 所在地 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館15階 職員厚生課内
 - ウ 電話番号 054-221-3197（職員厚生課）
- (3) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度地方職員共済組合静岡県支部事業計画及び予算の成立を条件とする。
- (4) 契約日は令和8年4月1日（水）とする。
- (5) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約金額の支払
 - ア 前金払はしない。
 - イ 契約金額の範囲内で概算払はしない。
 - ウ 部分払はしない。
- (7) 初度の入札において、入札者が一人の場合であっても、入札を執行する。
- (8) 現場説明会は行わない。
- (9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (10) この入札の執行は、公開する。
- (11) 詳細は、入札説明書及び競争入札心得による。